

## 豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中小企業者又は農業者等の公害防除に要する資金の融資を円滑にし、もって公害防除の促進を図るため、小規模企業等振興資金又は農業近代化資金等の融資を受けて公害防除施設の設置及び改善（以下「整備」という。）を行う者が、当該融資を受けた金融機関（以下「取扱い金融機関」という。）に支払う利子を予算の範囲内で交付する豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 この要綱の補助の対象となる者は、市内の工場又は事業所（以下「工場等」という。）から発生する公害を防除するために必要な施設の整備を自己資本によって行うことが困難であると認められるもので、次の各号に掲げる融資制度のいずれかに該当する融資を受ける者（以下「補助事業者」という。）とする。なお、平成24年度以前に補助事業が認定された者においては、第1号を商工業振興資金融資制度と読み代えることとする。

- (1) 小規模企業等振興資金融資制度
- (2) 豊川市小規模企業事業資金融資制度
- (3) 農業近代化資金融資制度

### (補助額)

第3条 補助金の額は、補助事業者が当該年度中に取扱い金融機関に支払った当該融資に係る利子（返済期において返済すべき金額の全部又は一部を延滞したことにより発生した利子を除く。）の額のうち、予算の範囲内で市長が定める額とする。

### (認定申請書)

第4条 補助金を受けようとする者は、公害防除施設整備事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公害防除施設整備計画書（別表第1）
- (2) 仕様書、見積書、設計書、カタログ、その他計画の全容を示すもの
- (3) 工場等整備施設付近の見取図
- (4) 作業工程図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に定める申請の内容が適正であると認定したときは、申請者に公害

防除施設整備事業認定書（様式第2号）を交付する。この場合、市長は当該認定事業に条件を付すことができる。

3 第1項に定める申請の受付期間は、毎年1月31日までとする。

（完了届出書）

第5条 補助事業者は、当該公害防除施設の整備が完了したときは、その日から10日以内に、公害防除施設整備事業完了届出書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公害防除施設の整備に要した費用の領収書の写し
- (2) 当該公害防除施設の概要を示す写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（交付申請書）

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付申請書（様式第4号）とする。

2 前項の申請書は、毎年3月31日までに提出しなければならない。

3 規則第4条第2項第4号に指定する添付書類は、当該年度中に支払った利子の額を証明する書類（取扱金融機関の発行したものに限り。）（別表第2）及び当該公害防除施設整備事業認定書の写しとする。

（決定通知書）

第7条 規則第7条の規定により行う通知は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付決定通知書（様式第5号）による。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した日から換算して、10日を経過した日とする。

2 前項の規定は、認定の取り下げをする場合について準用する。

（補助金の請求）

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付の決定後、補助金交付請求書（様式第6条）による補助事業者の請求により、補助金を交付するものとする。

（決定の取消通知書）

第10条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、豊川市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付決定取消

通知書（様式第7号）による。

（氏名の変更等の届出）

第11条 補助事業者は、補助事業認定申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から1か月以内に、氏名等変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（融資条件の変更の届出）

第12条 補助事業者は、融資条件に変更があった場合は、速やかに融資条件変更届出書（様式第9号）に融資条件に変更があったことを証する書類（取扱金融機関の発行したものに限る。）（別表第3）を添えて市長に提出しなければならない。

（報告及び調査）

第13条 市長は、補助金交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者若しくは取扱金融機関から必要な報告を求め、又はその職員に、補助事業者の事業所に立入り、必要な書類、施設及びその他の物件を調査させることができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。